

複数の者に対する行政指導個別票

| | |
|-------------------|--|
| 所管局部担当名 (電話番号) | 大阪港湾局 営業推進室 開発調整課 (06-6615-7740) |
| 行政指導担当名 | 同上 |
| 行政指導の名称 | 臨港地区分区規制に係る指導 |
| 関連する 他局の名称 | |
| 概要 | <p>大阪港臨港地区の区域内においては、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるため、臨港地区を機能別に区分して、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止するため、「分区」を指定しています。分区内では、「大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」に基づき構築物の用途を規制していますが、更地利用の場合も同様の指導を行っています。</p> |
| 根拠となる要綱等 | <p>大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例（昭和40年4月1日条例第32号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪港臨港地区の分区における建築物その他の構築物の建設等に関する事務取扱要綱（平成30年4月1日制定）</p> |
| 行政指導指針 | <p>◎ 更地を利用し、構築物の建設等を伴わない場合であっても、臨港地区を機能的に運営するため、「大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例」の趣旨に鑑み、構築物の建設等を行う場合と同様の用途上の指導を行います。</p> |
| ホームページ | https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000440352.html |
| 備考 | |